

学術対話：日中歴史共同研究における南京大虐殺

張 連 紅

はしがき

2010年1月、三年間にわたって継続した日中歴史共同研究報告書が正式に発表され、内外の社会各分野から注目されました。そのうち、特に南京大虐殺の内容は日中歴史共同研究プロジェクトが始まって以来、ずっと学界とマスコミにおける議論／報道の焦点となっています。筆者は、中国側の外部執筆者として中国側報告書における南京大虐殺部分の執筆を担当しており、日中歴史共同研究委員会の討論会に何回も参加していました。ここで、日中歴史共同研究における南京大虐殺の議論状況について簡単に申し述べ、併せて私自身の研究とも結びつけ、個人的な観察と感想を表明させていただきます。個人の観察と記録といった制約もあり、記述に不十分もしくは妥当ではない箇所があることは否めないのですが、忌憚なきご指摘をいただければ幸いです。

I. 南京大虐殺：日中歴史共同研究のキーワード

日中両国の政府関係者の後押しのもとで、2006年12月に日中歴史共同研究プロジェクトが正式に始まりました。歴史共同研究委員会による議論の結果、日中共同歴史は①古代史・中世史、②近現代史との二つのグループで行われることが決定されました。

このうち近現代史は、1931年から1945年まで繰り広げられた戦争〔満洲事変・日中戦争・アジア太平洋戦争……訳者〕を分岐として、戦前・戦中・戦後の三つの段階に区分されています。また各段階は時系列にそって三つの時期に分けられ、合計三部九章から構成されています。同じ時期の内容をめぐって、日中双方の研究内容を対照できるようにすべく、双方の研究者は協力し合って、各時期のキーワードを定め、双方ともこれらのキーワードを議論に必ず含めることと合意しました。

両国の研究者の近現代史発展過程に対する認識が異なることを鑑み、日中双方の研究者はまず各自の視点（歴史認識）から各々の論文を執筆し、そのうえお互いに論文の内容を照合・比較し、意見交換と議論を実施、妥当だと思われる相手の意見を受け止め修正を加えて、その後も双方の論文が共存する形で発表することが決められました。即ち、「同一のテーマで意見交換を行い、議論を深め、各自で発表する」¹⁾との原則に基づきます。

南京大虐殺は、日中双方の委員が共同で選定したキーワードであり、第二部（1931年から1945年までの戦争期）の第二章（1937年から1941年までの太平洋戦争勃発前時期）における論述必須の内容として位置づけられました。中国側の研究報告の第二部の第二章は『抗日戦争研究』の編集者であった榮維木が執筆の統括責任者となり、筆者は外部執筆委員として、南京大虐殺というキーワードに関わる論述を担当しておりました。中国側研究報告書第二章のテーマは「日本の中国全面侵略戦争と中国の全面抗日戦争」であり、南京大虐殺は第一節「日中戦争の全面勃発」、その第四項の主題です。そこでの内容には、日本軍の南京攻撃と南京防衛戦の概況、日本軍による俘虜および成年男子への虐殺、南京郊外の農村における日本軍による一般人虐殺、日本軍による婦人への性暴力、南京における日本軍の掠奪と放火の犯罪行為、戦時下の国際輿論による批判と日本軍の事実隠蔽、戦後裁判と被害数が含まれていました。この項は、南京大虐殺の歴史事実を明らかにすることを中心として、註記を含めて3000字前後と決められていました。

日本側の研究報告書の該当部分は、筑波大学大学院人文社会科学研究所波多野澄雄教授と防衛省防衛研究所戦史部第一戦史研究室の庄司潤一郎研究員によって執筆が担当されておりました。南京大虐殺の部分は、庄司潤一郎研究員によって執筆されています。2008年1月に庄司潤一郎研究員は自ら南京を訪れ、「侵華日軍南京大屠殺遭難同胞紀念館」を見学し、南京大学・江蘇省社会科学院と南京師範大学に所属する南京大虐殺研究者と交流を行いました。日本側報告書の第二章のタイトルは「日中戦争—日本軍の侵略と中国の抗戦」であり、その第一節は「盧溝橋事件の発生と日中全面戦争への拡大」、同節第四項として「南京攻略と南京虐殺事件」とされています。

報告の内容は、日本による南京攻撃の複雑な背景、中国守備軍による防衛の不備と惨敗、死亡者数の差異およびその原因、日本軍軍規の整頓、南京大虐殺の原因分析です。註記を含めて約2000字であり、南京大虐殺の原因を重点的に論述しました。

上述の研究報告は、日中それぞれ各自の研究者によって執筆されました。双方の委員および外部執筆者の間で検討し、修正を経て正式に公表された研究報告は、双方共同の研究成果として扱われます。南京大虐殺については、二回の会議を開き議論されました。第一回は、2008年3月14日から16日まで開かれた鹿児島会議であり、第二回は同年5月5日から6日まで中国の山東省で開かれた済南会議でした。会議に参加した研究者は、冷静かつ客観的な姿勢で、真摯かつ率直な意見交換を行いました。双方の意見が異なったにもかかわらず、議論と論争は基本的に学術研究の規範に則って相手方を尊重・理解し合う姿勢で行われました。二回の会議における討論の後、双方の委員が出した意見に対し、双方の研究者には自分の意見を一貫して主張し修正を行わない者もいれば、意見に基づいて修正した者もいました。全体的に議論は極めて学術的であったと言えます。

II. 中国側の報告書第一稿をめぐる議論と応答

南京大虐殺に関する中国側の報告書第一稿は、鹿児島会議の前に日本側の委員に提出されました。従って、2008年3月15日午前と午後の会議において、日本側委員は中国側報告書の第一稿をめぐる議論を行いました。5月4日の済南会議の際にも簡単な議論がありました。まとめます

と、日本側の委員は下記の三点について意見を出しました。

第一に、日本軍の俘虜処理政策についてです。中国側報告書の第一稿は、第二段落で専ら日本軍の俘虜捜査と虐殺について論述しました。その記述の内容は次の通りです。

日本軍が長江の南京部分を封鎖した後、中国の守備軍はほとんど反撃できなく捕虜にされました。一部の部隊が「基本的に俘虜政策を実施しない」とのことで、数多くの中国軍人は捕虜にされた後、いずれも日本軍に集団で虐殺された。第16師団中島今朝吾師団長による12月13日付日記によると、「一、後ニ到リテ知ル処ニ依リテ佐々木部隊丈ニテ処理セシモノ約一万五千、大〔太〕平門ニ於ケル守備ノ一中隊ガ処理セシモノ約一三〇〇其仙鶴門附近ニ集結シタルモノ約七八千人アリ尚続々投降シ来ル。一、此七八千人、之ヲ片付クルニハ相当大ナル壕ヲ要シ中々見当ラズ一案トシテハ百二百ニ分割シタル後適當ノケ〔カ〕処ニ誘キテ処理スル予定ナリ」と記述されている。²⁾南京攻略後でも、日本軍は相変わらず絶え間なく集中的に俘虜を虐殺していた。第13師団の山田支隊は日本軍が入城式を行う前日に長江沿岸の幕府山の麓でグループに分けた約2万人を虐殺した。³⁾現存の日本軍南京「戦闘詳報」によると、大半の戦果の中に殲滅者数の記載があり、それに対し俘虜人数数の記述が少なかった。南京戦役の過程において、日本軍が上意下達の形で俘虜虐殺政策を徹底的に実施したことは間違いない。

この叙述に対し、日本側の委員の意見では南京攻撃の過程において日本軍は俘虜の対応および計画的な虐殺の政策を設けていなかった、という。統一的政策がない故に、虐殺や釈放など各部隊の対応の仕方が異なっていた。「戦闘詳報」に俘虜人数の記述が多からぬ問題について、日本側委員の意見では、当時もし俘虜の人数を報告すれば食料を欲するということを意味しているので、釈放したかもしくは報告しなかったことも考えられる。これは俘虜が全員虐殺されたことをイコールにはならない。従って、日本側委員の意見として、俘虜人数を報告しないことイコール全員が殺害されたという結論は、更なる検討が必要とのことでした。

第二に、中国側報告書の第一稿で使用された史料の取捨選択問題です。日本側の委員の意見では、中国側報告書で使用された殆どの史料は十分な証拠があり、さらに多くの第三者および加害者側の史料を活かした点を認めますが、一部の史料そのものは果たして真実であるかどうか、きちんとした考察を行ってから使用すべきだというのでした。例えば、死体埋葬の史料と数字および、1945年及び1946年の国民政府による調査資料など、その真実性は検証する必要があるとのことでした。その他、史料の選択がとても重要であり、選択した史料の違いにより異なる結論に結びつくこととなります。

例えば、ラーベ日記には、日本軍暴行の記述もあれば、南京国民政府およびその守備軍に対する批判もあります。また中国側第一稿の原文に、死体埋葬についての記述があります。「南京国防軍事法廷の認定では、集団的に虐殺された遭難者数は19万人余り、散発的に虐殺されその死体が慈善団体によって収容されたのは15万人余り、被害者数合計30万人余りであった」⁴⁾。本文の中で日本軍の南京郊外の農村地域での虐殺について叙述した際、1946年の湯川区戦後調査資料が引用されました。その内容は次の通りです。「戦後の1946年国民政府が行った調査によると、南

京東郊の第十区孝陵衛による報告人数は456人、そのうち60歳以上の者は117人、最高齢者は90歳であった。男女の割合では男性344人、女性112人、女性の割合はほぼ25%⁵⁾だった。日本国内の一部の研究者は、戦後国民政府南京大虐殺案件調査の数字、特に崇善堂によって埋葬された死体が112,266体⁶⁾であったとの数字に疑問を示しました。

第三に、南京大虐殺の遭難者数についてです。中国側の報告書の原文における俘虜と一般人への日本軍の虐殺や日本軍の婦人への強姦、放火などの暴行についての記述に、具体的な数字が引用されました。例えば、次の通りです。

城内と比べ、日本軍が南京郊外の農村で行った一般人に対する虐殺も大変激しいものであった。1934年3月から4月まで金陵大学社会学学部のスマイス（Lewis S. C. Smythe、中国語表現では史密斯）教授が江寧・句容・溧水・江浦と六合の一部の地域で行ったアンケート調査によると、日本軍の虐殺による死亡者数が30,950人であり、平均にすると住民の1000人毎に29人が死亡し、7戸毎に1人が殺されることとなる。年齢構成を見ると、15歳～59歳の死者は死亡人数の77%、60歳以上の死者は死亡人数の12%⁷⁾を占めていた。

南京大虐殺の遭難者人数について、主に戦後の極東国際軍事法廷と南京国防部軍事法廷の判決に使われた数字から引用したものです。

極東国際軍事法廷判決書の認定によると、「占領後の一ヶ月間で、南京市内において2万件近くの強姦事件が発生した」。「日本軍占領後、最初の6週間に南京市内と周辺地域の虐殺された住民と俘虜者の総数は20万人以上⁸⁾を超えている」。また、南京国防部軍事法廷の認定によると、集団的に虐殺された遭難者人数が19万余に達しており、分散的に虐殺され、死体が慈善機関に収容された数は15万余であり、被害者数が合計30万人⁹⁾余りであった。

日本側委員は中国側報告書に示された数字をめぐって、二つの面から意見を出しました。第一は、戦後の東京裁判と南京国防部軍事法廷の判決を歴史事実そのものとして看做し学術分野の研究成果を引用しないのであれば、これは果たして既に到達している学術分野の研究成果を尊重することになるのか。

第二に、南京大虐殺遭難者のうち、虐殺された者と戦死者とは区別あるのか、一般人と軍人の割合は一体どれぐらいか。これらのことについて更なる議論が必要だと、日本側委員は意見を提しました。

日本側委員の意見に基づき、中国側報告書の最終版に下記の二点の修正が加われました。

第一は、日本軍の俘虜虐殺政策を記述する際、一つの註釈を付けて、読者に学術分野の研究成果を紹介したことです。「研究資料によると、第16師団、第114師団第66連隊、第13師団第103旅団について日本軍に俘虜虐殺の命令があった証拠は存在している。程兆奇の論文〈日本軍屠殺令研究〉（『近代史研究』2002年第6期）を参照」。日本軍が俘虜を虐殺する背景についての記述に「後方補給不足により、さらに俘虜が多いことは安全を脅かすことが懸念される」の一言を追加しま

した。

第二は、南京国防部軍事法廷の判決を紹介する際に慈善機関による死体収容の数字を薄める、または削除したことです。数字の問題を検討するには大量な記述が必要であるため、本文において数字の真実性問題について議論を展開していませんでした。崇善堂を含めた慈善機関による死体収容について、日本の洞富雄教授と中国の孫宅巍教授による重厚なる研究成果が挙げられます¹⁰⁾。戦後学術分野においても南京大虐殺の殺害人数と死亡者構成について意見が統一していないため、僅か3000字で深まった論述を展開することは不可能であることを考慮し、新たな論争を避けるために中国側報告書の原文に論述の紹介を増やしませんでした。

Ⅲ. 日本側報告書第一稿をめぐる議論と回答

2008年3月14日の鹿児島会議において日本側の委員である庄司潤一郎研究員が執筆した「南京攻撃と南京事件」（第一稿のタイトル）の内容について、正式に議論を行いました。この項目の初稿に対し、中国側の委員は以下の四点について意見を出しました。

第一に、この項目の内容の位置づけについてです。中国側の意見では、南京大虐殺は日本軍の第二次世界大戦における暴行の象徴であり、他の章に日本軍の暴行に触れる内容が少なく、第二次世界大戦における日本軍の暴行への理解を深め戦争の悲劇を反省するためにも、虐殺や強姦・掠奪・放火など、日本軍の暴行そのものについて全面的に論述すべきであるということ。軽く触れるだけ、あるいは若干程度の紙幅でしか論述しないのであれば、読者の注目と思考を引き起こすことができません。日本側が提出した第一稿の本文には日本軍の強姦や掠奪、放火などの記述さえありませんでした。加えて日本側の報告書第一稿は、日本軍が南京で行った大規模の虐殺を認めたが、「南京虐殺」「南京大虐殺」という表現を使わずに、かわりに「南京事件」という表現を使用しました。日本軍が南京で行った暴行の性質は変わりませんが、いうまでもなく「南京事件」という表現を使用したことは「大虐殺」という事件の性質を薄めたこととなります。

第二に、南京大虐殺の原因についてです。日本側報告書第一稿は、まず日本軍側の原因を分析しました。「日本軍には俘虜処置の方針および占領後の住民保護政策などの軍政計画が欠落し、軍規を守る憲兵が少なく、また食料と物資を無視し補給を強行した南京攻撃の結果、掠奪行為が生じており、ひいては軍規怠惰の不法行為を誘発した」。副次的な原因として、第一稿では中国側の原因の分析も行いました。「その原因には中国軍隊南京防衛作戦のミスおよびそれがもたらした指揮統制の放棄、民衆保護の対策が欠落していたことなどが含まれる」。会議に参加した中国側の代表は、南京大虐殺において日本軍は侵略者・加害者であり、日本軍が中国南京を侵略しなければ、南京大虐殺が発生するわけがなく、すべての責任が日本側にあると主張しました。南京大虐殺の原因を検討する際、被害国の原因を検討することは事件発生の本質的な原因を曖昧にすることに繋がる恐れがあり、中国を侵略した日本軍の責任を免ずる誤認が生じます。もちろん、南京防衛戦の原因を検討するテーマであれば、中国側のミスを検討することには問題がありません。この点について、鹿児島会議と済南会議で激しい論争が行われました。

第三に、南京大虐殺の犠牲者数の記述についてです。日本側の報告書の原文に人数についての

記述はありませんでした。「中支那方面軍は南京陥落後に南京市内に入城する部隊のために『軍規を整備する策略』（南京攻略要領）を構想し、これは上海戦以来の軍規違反類発を防ぐための対策であった。にもかかわらず、南京で俘虜と非戦闘者を含めた大規模な虐殺事件が起こった」という記述には、脚註として「犠牲者人数について、中国側の公式な発表では30万人以上、日本側の認識では最大20万人、様々な計算がある」という一文を附しただけでした。中国側の意見では、人数の問題について詳細な議論を行う必要はないが、本文で記述せずに虐殺人数を過剰に薄めるなら、南京大虐殺は大規模な集団虐殺であったという本質を説明することができないとのことでした。

第四に、南京市内および市外への放火と破壊についてです。日本側第一稿は、日本軍による南京市内の建物への放火と破壊の罪について触れていません。却って「日本軍を利用させないため、南京附近および市内の主要な建物は中国軍隊の焦土作戦によって燃やされた」と中国側の不合理を強調しました。引用資料の出典は、中国研究者孫宅巍教授の著作『南京大屠殺』と日本の笠原十九司教授（日本では「大虐殺派」の重要メンバーと呼ばれている）の『南京事件』などでした。その意図は、明らかに事実の客観性を強調するためでした。しかし、事実上、中国軍が作戦の必要のために行った放火は日本軍が大虐殺中に行った南京市内外の建物への破壊と比較すると、はるかに小さい規模です。日本側の報告書の記述は、明らかに読者に誤解を与える恐れがあります。

日本側の委員は中国側の意見に対し、前向きに対応しました。2008年5月の済南会議に提出された修正稿および最終の確定稿には一定程度の修正が加わりました。主要な修正点は、以下の通りです。

一つ目は、本項目のタイトルを「南京攻略と南京事件」から「南京攻略と南京虐殺事件」へ修正しました。二つ目は、原文に南京大虐殺による数字の記述を加え、極東軍事法廷と南京国防部軍事法廷の南京大虐殺判決の数字、併せて日本の学術分野における数字への認識の相違およびその原因を紹介したことです。三つ目は、南京での暴行が日本国内上層部の注意を引き、日本軍参謀本部は日本軍の不法行為に対する整軍要望を松井石根に命令した記述を追加しました。

しかし、日本側が最後に提出した報告書に南京大虐殺における中国側の副次的な責任についての論述が削除されていませんでした。日本側の意見では、南京大虐殺の主要責任は日本側にあるが、中国側の責任も分析すべきだとのこと。中国軍が死守せずに投降すれば、異なった結果となつたのではないかと、いうものです。その他、修正後の報告書に日本軍による暴行をめぐる歴史叙述を追加しませんでした。日本軍の虐殺者数を述べた部分の註記に、「略奪、強姦、目もあてられぬ惨状とある。嗚呼これが皇軍か」との一言を追加しました。中国軍が南京の多くの建物を燃やした旨の記述についても、修正を加えませんでした。

IV. 学術へと邁進しよう：日中共同の歴史を探究する

歴史問題は、既に日中関係発展にとって最も大きな障害となっています。日中歴史共同研究委員会の中国側首席代表（座長）である歩平研究員は、日中間の歴史問題とは、①政治的判断、②学術研究、③民衆の感情が複雑に交錯した問題であると指摘しています。日中関係をこれ以上悪

化させないよう、恒久的なる日中間の平和を求めることは我々の共通の願いです。ある意味で、学術研究は歴史問題を最終的に解決する基礎です。かつて戦争が頻繁に起こり、衝突が絶えなかったヨーロッパ、特にドイツとフランスとの間では共同して歴史教科書を編纂し、20世紀後半から協力の方向へとむかい、ついにヨーロッパ共同体が誕生、歴史問題を解決するための欧州モデルを提示しました。2006年から日中両国は日中共同による歴史研究を始めています。2010年1月、日中共同による歴史研究の報告が発表されました。これを一つのルートとして、¹¹⁾ 和解と平和を求めるアジア・モデルの構築が期待できます。言うまでもなく、日中共同による歴史研究は、アジア共同体が構築できるかどうかを左右する最も重要な一歩です。

南京大虐殺は日中歴史問題の中で最も典型的な歴史事件です。ほぼ30年間、日中双方（政府・学者・民衆の三つの方面を含めて）では南京大虐殺をめぐる論争が中断することなく続いています。上述の日中双方の南京大虐殺をめぐる討論と対応のプロセスを見ると、日中歴史共同研究の一つの成果として、筆者は次の二点がとても重要だと認識しています。先ず、学術研究と会話を通して、南京大虐殺という歴史事実の認定および日本軍の犯罪への定性について、原則上両国の研究者の間に意見が一致する方向へ向かっています。次に、史料や視点、研究方法の相違および研究者の立場による制限に加えて、¹²⁾ 歴史そのものの複雑さもあり、双方における南京大虐殺への認識が相変わらず異なっています。「実証研究が不十分、または実証研究の基礎的条件が十分揃っていない状況にあって、異なる認識が存在することは理解できません¹³⁾」。

共有できる歴史事実は、日中間の共通歴史認識を形成する前提であり、日中両国の研究者は重要な責務を負っています。日中歴史共同のなかに南京大虐殺を位置づけるためには、少なくとも以下の三つの方面から努力する必要があると筆者は考えています。

第一に、資史料のデータベースを作り、史料研究に力を入れるべきです。歴史学者が歴史上の事件を分析するには多様な史料を十分に把握することが必要です。しかし、南京大虐殺の核心部分を反映した史料のほとんどは、戦争終了前に既に日本軍によって処理され（藤原彰の研究によると、南京戦に参戦した部隊のうち、戦闘詳報や陣中日記などの正式な報告は三分の一しか残存していないという）、また戦争終了後の内戦や冷戦体制の影響により、速やかでかつ広範囲に及ぶ社会調査の実施ができませんでした。これらの影響が、歴史的事実の研究に大きな困難をもたらしました。最近、中国では南京大学の張憲文教授が先頭に立って、幅広く史料を収集した結果、全78巻の『南京大屠殺史料集』が整理・出版されました。日本でも関連の史料が出版されました。日中双方の学者は、これらの史料の翻訳や共有化に取り組んで、共同で史料の分析を考察を行い、信憑性のある歴史史料データベースを作り、共同研究の基礎を築くべきです。

第二に、対話する体制を構築し、テーマ別研究を深めるべきです。学術交流を行うことは学術的進歩を推進するための重要なルートです。南京大虐殺をめぐる、日中間の学者は多くのシンポジウムを開きましたが、有効な学術交流の土台と体制は相変わらず構築されていません。双方の学者は、民間や政府を通して多様な交流ルートを作り、双方が関心のある研究課題を計画的に設定すべきです。たとえば、南京大虐殺中の史料や映像・人数・西洋人の評価・暴行の原因・心理的影響・日本側部隊ごとによる行為の相違などについて、共同研究を行い、視野を広げ、議論を深め、歴史の真実を追究し、共同認識を達成するよう努力すべきです。

第三に、学術研究の影響を広げ、社会的にも共通認識の確立を導きます。日中歴史認識問題に

において、両国の民衆・学者・政府は牽制し合う関係にあります。学者による研究成果は、学問の分野だけにとどめてはならず、南京大虐殺の最新研究成果を社会に広げるべきであり、それによって正確な認識の形成が期待できます。筆者は、今回の日中歴史共同研究ができるかぎり早期に出版・公表され、またマスメディアを通じ正しく報道され、日中双方の民衆がみずからと相手方の最新成果を理解してもらえよう願っております。これによって、社会全体の共通的な歴史認識を形成することができると思います。

日中両国の研究者は、「歴史を以て鑑とする」理念に基づき学術研究の対話を常に行い、国境を超えた日中間の歴史共同認識を求めるならば必ず、日中歴史問題を解決する「アジア・モデル」が発見できると確信しております。友人の皆様、若い学生・大学院生の皆様ありがとうございます！

註

- 1) 中日共同历史研究委员会中方委员会編：《中日共同历史研究中方报告书・近现代史卷前言》（未刊本），2010年1月，第136頁を参照されたい。[本論文に関わる会議の概要，日中両国側委員が提出した最終報告書全文，及び日本側報告の英語訳テキストは，外務省ホームページ「日中歴史共同研究」において公開されている（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/rekishi_kk.html）。また，冊子体としては『日中歴史共同研究第一期報告書（日中原文）』2010年1月，『日中歴史共同研究第一期報告書（翻訳版）』2010年8月が発行されている。恐らくは何らかの事情があったのであろう，奥付に類するデータは，一切記されていない。……訳者]。
- 2) 「中島今朝吾日記」，南京戦史編輯委員会編『南京戦史資料集』I，東京：偕行社，1993年，第220頁 [この部分の中国語翻訳は，次の通りである。「事后得知，仅佐佐木部队就处理掉约15000人，守备太平门的一名中队长处理了约1300人。在仙鹤门附近集结的约有七八千人。此外，还有人不断地前来投降。……处理上述七八千人，需要有一个大壕，但很难找到。预定将其分成一两百人的小队，领到适当的地方加以处理」（『日中歴史共同研究第一期報告書（日中原文）』494頁）。極めて正確な翻訳がなされていることは，一目瞭然である。……訳者]。张宪文主编：《南京大屠杀史料集》(8)；王卫星编：《日军官兵日记》，南京：江苏人民出版社，2005年，第280頁。
- 3) 笠原十九司『南京難民区の百日』東京：岩波書店，1995年，216頁 [笠原十九司の著書における該当部分は，次の通りである。「山田支隊の歩兵第六五連隊（両角業作大佐隊長，若松連隊とも両角部隊ともいわれる）は，一二月一四日に収容した一万四七七七名の捕虜に加えて，翌一五日にも『今日一日捕虜多く来たり，いそがしい』（前掲「荒海清衛日記」）とある捕虜をくわえて，総数およそ二万名の捕虜を二日間にわたり，二カ所で少なくとも三回に分けて殺戮した（前掲，本多勝一・小野賢二「幕府山の捕虜集団虐殺」一三一頁）」（216頁）。……訳者]。
- 4) 〈军事法庭对战犯谷寿夫的判决书及附件〉（1947年3月10日），国民政府军令部战史会档案，中国第二历史档案馆藏，五九三／870。张宪文主编：《南京大屠杀史料集》②4；胡菊荣编：《南京审判》，江苏人民出版社，2006年，第389頁。
- 5) 〈南京大屠杀敌人罪行调查委员会第十区调查小组委员会办法，委员名单及抗属调查表〉（1946年7月），全宗号1004，目录号1，卷号382，南京市档案馆藏。
- 6) 田中正明著・军事科学院外国军事研究部译《“南京大屠杀”之虚构》（内部读物），世界知识出版社，1985年，第258-261頁 [この記述に関して田中正明は，紅社会と崇善堂による埋葬遺体数・埋葬場所・埋葬月日について，以下の疑義を呈している。①埋葬場所がダブっている；②作業能率が極度にアンバランスで処理死体数も多すぎる；③事件発生と史料作成時期に9年の時間差がある；④崇善堂の性格自体に疑問がある（田中正明『“南京虐殺”の虚構－松井大将の日記をめぐって』日本教文社，1984年，325～327頁）。……訳者]。

- 7) 路易斯・S・C・史密斯：〈南京战祸写真〉，“南京大屠杀”史料编辑委员会・南京图书馆编辑：《侵华日军南京大屠杀史料》，南京：江苏古籍出版社，第357-358页。
- 8) 〈远东国际军事法庭判决书〉，张宪文主编：《南京大屠杀史料集》(7)；杨夏鸣编：《东京审判》，江苏人民出版社，2005年，第607-608页。
- 9) 〈军事法庭对战犯谷寿夫的判决书及附件〉(1947年3月10日)，国民政府军令部战史会档案，中国第二历史档案馆藏，五九三／870。张宪文主编：《南京大屠杀史料集》(24)；胡菊荣编：《南京审判》，江苏人民出版社，2006年，第389页。
- 10) 洞富雄著，毛良鸿・朱阿根译：《南京大屠杀》，上海译文出版社，1987年。孙宅巍著：《澄清历史——南京大屠杀研究与思考》，江苏人民出版社，2005年。
- 11) 步平：〈创建跨越国境历史认识的“亚洲模式”〉，〈笔谈“中日共同历史研究”〉，《抗日战争研究》2010年第1期。
- 12) 荣维木：〈中日共同历史研究中的历史认识的异同一以南京大屠杀史研究为例〉，《学海・南京大屠杀史研究》2010年第2期。
- 13) 註11) に同じ。

[附記] 本稿は、2012年4月26日に立命館大学経済学会セミナーにおいて報告された内容を翻訳したものである。ご多忙の中、びわこ・くさつキャンパスまでご足労くださり、また翌日には学部学生を対象に、優れて問題提起的な「対話の場」を設定してくださった張連紅教授には、心から感謝の意を表明したいと思う。また、同年4月28日から本学衣笠キャンパスで開催されたワークショップにおける張連紅教授の報告「日中歴史認識を日中平和」は、村本邦子編『人間科学を平和教育—体験的心理学を基盤とした歴史・平和教育プログラム開発の視点から』(立命館大学人間科学研究, 2012年10月) 31～44頁に収録されている。併せて参照を願いたい。

(宋安寧・星野多佳子・金丸裕一 訳)

[思索／対話のための参考資料]

張連紅論文において言及されている通り、日中歴史共同研究の成果は未だに公開されていない。本稿をめぐる議論をより一層深化させるためには、思索に基づく対話が不可欠となる。よって、その報告書における「南京大虐殺」に関わる部分を以下で紹介したいと思う。

日本側報告書における叙述

第2部 第2章 日中戦争—日本軍の侵略と中国の抗戦

波多野 澄 雄
庄 司 潤一郎

第1節 盧溝橋事件の発生と全面戦争への拡大

4) 南京攻略と南京虐殺事件

参謀本部では河辺虎四郎作戦課長に加え多田参謀次長らが、さらなる作戦地域の拡大に反対していた。部内では制令線を撤廃し、南京攻略に向かうか否か激論となった。結局、中支那方面軍の再三の要求が作戦部の方針を南京攻略に向けさせた²⁰⁾。

11月15日、第10軍は「独断追撃」の敢行を決定し、南京進撃を開始した。松井中支那方面軍司令官もこれに同調し、軍中央を突き上げた。参謀本部では多田参謀次長や河辺作戦課長が、進行中のトラウトマン工作を念頭に、南京攻略以前に和平交渉による政治的解決を意図していたが、進撃を制止することは困難であり、12月1日、中支那方面軍に南京攻略命令が下った。12月10日、日本軍は南京総攻撃を開始し、最初の部隊は12日から城壁を突破して城内に進入した。翌13日、南京を占領した。

この間、中国政府高官は次々に南京を離れ、住民の多くも戦禍を逃れ市内に設置された南京国際安全区（「難民区」）に避難し、また、日本軍に利用されないために多くの建物が中国軍によって焼き払われた²¹⁾。

国民政府は11月中旬の国防最高会議において重慶への遷都を決定したが、首都南京からの撤退には蒋介石が難色を示し、一定期間は固守する方針を定めた。首都衛戍司令官に任命された唐生智は、当初は南京の死守方針であり、松井司令官の開城投降勧告を拒否したが、12月11日、蒋介石から撤退の指示を受けると、12日に各所の防衛指揮官に包圍突破による撤退を命じた²²⁾。しかし、計画通り撤退できた部隊はわずかで、揚子江によって退路が塞がれ、中国軍は混乱状態となり、多数の敗残兵が便衣に着替えて「難民区」に逃れた²³⁾。

中支那方面軍は、上海戦以来の不軍紀行為の頻発から、南京陥落後における城内進入部隊を想定して、「軍紀風紀を特に厳粛にし」という厳格な規制策（「南京攻略要領」）を通達していた。しかし、日本軍による捕虜、敗残兵、便衣兵、及び一部の市民に対して集団的、個別的な虐殺事件が発生し、強姦、略奪や放火も頻発した。日本軍による虐殺行為の犠牲者数は、極東国際軍事裁判における判決では20万人以上（松井司令官に対する判決文では10万人以上）、1947年の南京戦犯裁

判軍事法廷では30万人以上とされ、中国の見解は後者の判決に依拠している。一方、日本側の研究では20万人を上限として、4万人、2万人など様々な推計がなされている²⁴⁾。このように犠牲者数に諸説がある背景には、「虐殺」（不法殺害）の定義、対象とする地域・期間、埋葬記録、人口統計など資料に対する検証の相違が存在している²⁵⁾。

日本軍による暴行は、外国のメディアによって報道されるとともに、南京国際安全区委員会の日本大使館に対する抗議を通して外務省にもたらされ²⁶⁾、さらに陸軍中央部にも伝えられていた。その結果、38年1月4日には、閑院宮参謀総長名で、松井司令官宛に「軍紀・風紀ノ振作ニ関シテ切ニ要望ス」との異例の要望が寄せられたのであった²⁷⁾。

虐殺などが生じた原因について、宣戦布告がなされず「事変」にとどまっていたため、日本側に、俘虜（捕虜）の取扱いに関する指針や占領後の住民保護を含む軍政計画が欠けており、また軍紀を取り締まる憲兵の数が少なかった点、食糧や物資補給を無視して南京攻略を敢行した結果、略奪行為が生じ、それが軍紀弛緩をもたらし不法行為を誘発した点などが指摘されている²⁸⁾。戦後、極東国際軍事裁判で松井司令官が、南京戦犯軍事法廷で谷寿夫第6師団長が、それぞれ責任を問われ、死刑に処せられた。一方、犠牲が拡大した副次的要因としては、中国軍の南京防衛作戦の誤りと、それにとまなう指揮統制の放棄・民衆保護対策の欠如があった²⁹⁾。南京国際安全区委員長のジョン・ラーベは、唐司令官は「無分別にも、兵士はおろか一般市民も犠牲にするのではないかと懸念し、中国国民の生命を省みない国民政府・軍首脳の無責任さを批判していた³⁰⁾。

さて、首都南京の占領は「勝利者」意識を日本の朝野に広め、事変の收拾方策や和平条件に大きな影響を与えた。近衛内閣が12月末の閣議で決定した「支那事変対処要綱」にも華北や上海周辺を政治的にも、経済的にも日本の強い影響下におくという、勝利者としての意識が反映している³¹⁾。

註

- 20) 南京戦史編集委員会編『南京戦史』（増補改訂版）偕行社、1993年、17-20頁。
- 21) 孫宅巍主編『南京大屠殺』北京出版社、1997年、72-73、83頁。笠原十九司『南京事件』岩波書店、1997年、120頁。米国メディアの報道（南京事件調査研究会編訳『南京事件資料集1 アメリカ関係資料編』青木書店、1992年、387-388、390、394、431-432、473-475頁など）。
- 22) 唐生智「南京防衛の経過」（南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集I』（増補改訂版）偕行社、1993年）623-26頁。蒋介石の南京死守作戦の強行は、ソ連の軍事的介入を期待していたため、とする指摘もある（笠原十九司「国民政府軍の構造と作戦」中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』中央大学出版部、2005年、281-82頁。前掲、楊「1937、中国軍対日抗戦の第1年」116-18頁。前掲、楊『我尋真实的蒋介石』240-41頁）。
- 23) 唐司令官は、陣地の死守を命じ揚子江の無断の渡河を厳禁し、違反者は武力で制圧したため、同士討ちが始まり、多くの兵士が徒死するにいたった（前掲、孫宅巍主編『南京大屠殺』70-71、76、78頁。白井勝美『新版 日中戦争』中央公論社、2000年、83-85頁）。
- 24) 秦郁彦『南京事件』中央公論社、2007年増補版、317-19頁。
- 25) 日本で刊行された最も包括的な資料集は、南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集I、II』（増補改訂版、偕行社、1993年）であり、第16師団長・中村今朝吾の日記、上海派遣軍参謀長・飯沼守の日記、歩兵第30旅団長・佐々木到一の手記、中支那方面軍司令官・松井石根の陣中日記などを収めている。

- 26) 石射猪太郎東亜局長は、38年1月6日の日記に、「上海から来信、南京に於ける我軍の暴状を詳報し来る。略奪、強姦、目もあてられぬ惨状とある。嗚呼これが皇軍か」と記していた（伊藤隆・劉傑編『石射猪太郎日記』中央公論社、1993年、240頁）。
- 27) 前掲、『南京戦史』（増補改訂版）398-99頁。
- 28) 前掲、秦『南京事件』103-07頁。捕虜の取扱いも、殺害、解放、労役と部隊により異なっていた（原剛「いわゆる『南京事件』の不法殺害」軍事史学会編『日中戦争再論』錦正社、2008年、139-55頁）。北博昭『日中開戦』中央公論社、1994年、54-68頁。笠原十九司『南京難民区の百日』岩波書店、1995年、25-54頁。
- 29) 孫宅巍（笠原十九司訳）「南京防衛軍と唐生智」（藤原彰ほか編著『南京事件を考える』大月書店、1987年）153-58頁。前掲、楊「1937、中国軍対日作戦の第1年」113-22頁。笠原十九司「南京防衛戦と中国軍」（洞富雄ほか編『南京大虐殺の研究』晩聲社、1992年）214-41頁。
- 30) ジョン・ラーベ（平野獅子訳）『南京の真実』講談社、1997年、83-90頁。なお、日中の「建設的対話」と「共通の理解」という観点から事件をとらえた研究として、楊大慶「南京アトロシテイズ」（劉傑ほか編『国境を越える歴史認識』東京大学出版会、2006年、139-68頁）。
- 31) 白井勝美「日中戦争と軍部」（三宅正樹編『昭和史の軍部と政治(2)』第一法規出版、1983年）74-5頁。

出典：『日中歴史共同研究 第一期報告書（日中原文）』（刊行機関等の奥付データなし）、2010年1月、第474頁～第476頁。

中国側報告書における叙述

第二部 第二章 日本の中国に対する全面的侵略戦争と中国の全面的抗日戦争

栄 維 木

一、日中全面戦争の勃発

4. 南京大虐殺

日本軍は上海を占領した後、引き続き西に進み、国民政府の首都南京を脅かした。11月20日、国民政府は首都を重慶に移して、抗戦を続けると宣言した。26日、国民政府は唐生智を南京守衛部隊司令長官に任命し、13個の編成師団と15個の連隊合わせて15万あまりの兵力を指揮下におき、南京の防衛に当たさせた。12月1日、日本の大本営は正式に「大陸命第8号」命令を下し、「華中方面軍司令官は海軍と協力して、敵国の首都南京を攻略せよ」と命じた。¹³⁾3日、日本の上海派遣軍と第10軍をあわせた10万人余りの兵力は、飛行機、戦車と海軍艦隊の援護で、兵力を三つのルートに分けて南京包囲作戦計画を実施した。中国守備軍は勇敢に抵抗したが、12日に日本軍の強力な砲撃を受けてやむをえず包囲網の突破作戦を実施した。13日、南京は陥落した。

日本の海軍が南京附近の揚子江を封鎖した後、中国守備軍はほとんどが包囲網を突破できずに捕虜となった。日本軍は後方支援の準備が不十分で、捕虜の数が多すぎるために安全面を憂慮し、いくつかの部隊で「基本的に捕虜政策を実施せず」¹⁴⁾、大量の中国軍人が捕虜になった後、日本軍に集団で虐殺された。第16師団中島今朝吾師団長は12月13日の日記の中で、「事後知っていたが、佐々木部隊だけでも（捕虜を）1万5千人処理し、太平門を守備していた一人の中隊長が1,300人を処理した。仙鶴門附近に集結したものは約7,8千人あった。このほか、まだ大勢の人が続々と投降して来た。……上述した7,8千人を処理するには、大きな堀が要るが見つかりにくい。これを100あるいは200人の小隊に分けて適当なところに連れて行って処理するつもりである」¹⁵⁾としている。南京を攻略した後も、日本軍は相変わらず捕虜をまとめて虐殺しつづけた。第13師団の山田支隊は日本軍の入城式の前日、揚子江沿いの幕府山の麓で数回に分けて約2万人を虐殺した。¹⁶⁾現在発見されている日本軍の南京戦闘詳報においては、その戦果として具体的な殲滅人数はほとんど列挙されているものの、捕虜の人数はほとんど記載されていない。日本軍が南京戦で、上から下まで捕虜の虐殺政策を徹底的におこなったことは間違いない。

退路がなかったため、中国の守備軍の一部の将兵は軍服を脱ぎ武器を捨てて、南京の難民区に逃れていった。「敗残兵」を捜査し捕まえるために、日本軍は男性の顔つきだけをもとに勝手に判断した。そのため、多くの民間人が軍人と誤認され殺害された。12月24日だけでも金陵大学の難民所であるテニスコートで、一日に二、三百人が日本軍に五台山と漢西門外に連れ出され虐殺された。¹⁷⁾

市街地と同様に、日本軍が南京近郊の広大な農村地帯で起こした民間人虐殺の暴行も、猖獗をきわめた。1938年3月から4月まで、金陵大学社会学部スマイス（Lewis S. C. Smythe）教授が行なった江寧、句容、溧水、江浦、六合などの地域でのサンプリング調査によると、日本軍の虐殺による死亡者数は3万950人で、民間人が1千人当たり29人死亡し、7世帯毎に1人が殺害

されたことが判明した。年齢構成から見ると、15-59歳の死亡者数は全体の77%、60歳以上の老人が12%を占めていた。また、殺害された4,380人の女性のなかで、83%が45歳以上であった¹⁸⁾。戦後、1946年国民政府が行った社会調査では、南京東郊の第十区孝陵衛が提出した死亡者記録は456人で、60歳以上の者が117人、最高齢者は90歳であった。男女比では、男性344人、女性112人で、女性の比率が25%に近かった¹⁹⁾。

捕虜と民間人に対して狂気じみた虐殺を行ったほか、日本軍は南京を攻撃し占領する過程で、公然と中国の婦女を強姦した。当時国際安全区であった金陵大学の難民所にいたベイツの記述によると、「有能なドイツの同僚の推定では強姦は2万件にのぼる。8千件を下ることはないだろうし、さらに多いかもしれないと思う。金陵大学の構内だけでも、我々教職員の宿舎と現在アメリカ人が居住している家を含めて、私が詳細な状況を把握しているもので100例余りあり、確信判明できるものはおよそ300例ある。人々はこのような苦痛と恐怖を想像できないだろう。11歳の小さい女の子から年取った53歳の婦女までが無残にレイプされた。神学院のなかで、17名の兵士が白日の下で一人の婦女を輪姦した。実際のところ、こうした案件は三分の一が昼間に起こった²⁰⁾。日本軍は兵士による勝手放題の強姦が性病を伝染させ、戦闘力を低下させることを恐れたため、南京を占領してまもなく南京に慰安所を設置しはじめ²¹⁾、多数の中国人女性を強制的に日本軍の性奴隷とした。

日本軍が南京を攻撃し占領した後、放火と掠奪が日に日にエスカレートした。英米人の住宅を含めた公私の建物がいずれも日本軍の掠奪と焼き討ちの標的となった。スマイスの調査によると、城内外の89%以上の建物が焼き討ちに遭い略奪され、24%の家屋が焼き払われ、城内の73%の家屋が掠奪にあった²²⁾。第16師団長中島今朝吾までが掠奪に加わった。最も皮肉だったのは、中島本人の財物までが封印の紙を貼ってあったにもかかわらず、ほかの部隊の日本軍により盗まれたことだ。中島は日記の中で、「もし自分の管轄範囲内で物を探すのであれば好きにさせ、少なくとも戦場心理の表現として、恐らく道徳に悖るとは考えないだろう。しかし他人の勢力範囲内に入りしかも司令部の標識が打ち付けられている建物で、平気で盗みを働くのはあまりにも行き過ぎて²³⁾いる」としている。日本軍の南京における掠奪行為は、ここからその一端が見られる。

南京における日本軍の暴行を目撃したアメリカ人記者スティール (A. T. Steele)、ダンディン (Frank Tillman Dundin)、マクダニエル (C. Y. McDaniel) などが12月15日に南京を離れた後、アメリカの『シカゴ・デイリー・ニュース』、『ニューヨーク・タイムズ』とイギリスの『タイムズ』、『マンチェスター・ガーディアン』などが、日本軍が南京で捕虜や民間人を虐殺した残虐な行為を連続して報道した。その後、南京に残されていた西側の宣教師と後に南京に戻ってきた英・米・独などの外交官が、さまざまなルートを通じて日本軍が南京で暴行を続けていることを報告し、世界の世論を驚かした。1938年2月、華中方面軍司令官松井石根大将は、このために日本の参謀本部に呼び戻された。しかし、日本軍が南京を占拠した翌日、東京では40万人が盛大な提灯行列を行い、南京攻略を祝った。日本軍が南京で残虐行為をはたらいたことに関するニュースは、日本国内ではずっと封印されており、日本の敗戦後、極東国際軍事裁判で南京大虐殺を審理する時になって、日本国民は当時日本軍が南京で犯した暴行の真相を初めて知ったのである。

日本軍の南京における放火、虐殺、強姦、掠奪は、国際法に著しく違反していた。第二次世界大戦終結後、連合国は東京で、中国は南京でそれぞれ軍事法廷を設けて、南京大虐殺事件に対し

て審判を行った。極東国際軍事裁判所での判決書の認定によれば、「占領されてからの最初の一月に、南京城内では2万件余りの強姦事案が発生した」、「日本の軍隊に占領されてからの最初の六週間で、南京城内と附近の地域で虐殺された民間人と捕虜の数は20万人を超える²⁴⁾」。南京国防軍事裁判所は、南京大虐殺において集団で虐殺された人数は19万人以上にも上り、他に個別に虐殺された者が15万人以上おり、被害者総数は30余万人であると認定した²⁵⁾。

註

- 13) 『中国事变陸軍作戦史』第1巻第2分冊，北京，中華書局，1979年版，109頁。
- 14) 現存の資料によると，第16師団，第114師団第66連隊，第13師団第103旅団にはみな当時日本軍に捕虜虐殺の命令が確かにあったことを示す証拠が残っている。程兆奇「日軍屠殺令研究」『近代史研究』（2002年第6期）を参照。
- 15) 「中島今朝吾日記」南京戦史編輯委員会編『南京戦史資料集』I，東京，偕行社，1993年版，222頁，王衛星編『日本官兵日記』（張憲文主編『南京大屠殺資料集』（8）江蘇人民出版社，2005年，280頁。
- 16) 笠原十九司『南京難民区の百日』岩波書店，1995年，216頁。
- 17) 章開源編訳『天理難容—美国伝教師眼中的南京大屠殺（1937-1938）』南京大学出版社，1999年，15-17頁。
- 18) 路易斯・S・C・史密斯『南京戦禍写真』〔南京大屠殺史料編輯委員会・南京図書館編輯『侵華日軍南京大屠殺史料』江蘇古籍出版社〕357,358頁。
- 19) 『南京大屠殺敵人行動調査委員会第十区調査小組委員会弁法，委員名單及抗属調査表』（1946年7月）南京市档案馆所蔵，全宗号1004，目錄号1，卷号382。
- 20) 章開源編訳『天理難容—美国伝教師眼中的南京大屠殺（1937-1938）』南京大学出版社，1999年，18頁。
- 21) 明妮・魏特琳（南京師範大学南京大屠殺研究中心翻訳）『魏特琳日記』（1937年12月24日）江蘇人民出版社2000年，209頁。約翰・拉貝（拉貝日記翻訳組訳）『拉貝日記』江蘇人民出版社，1997年，279頁。
- 22) 路易斯・S・C・史密斯『南京戦禍写真』〔南京大屠殺史料編輯委員会・南京図書館編輯『侵華日軍南京大屠殺史料』江蘇古籍出版社〕，286,287頁。
- 23) 「中島今朝吾日記」，南京戦史資料編纂委員会編；『南京戦史資料集』I 東京，偕行社，1993年版，226頁，王衛星編『日本官兵日記』（張憲文主編『南京大屠殺資料集』（8）江蘇人民出版社，2005年，284頁。
- 24) 「遠東国際軍事法廷判決書」，張憲文主編『南京大屠殺史料集』（7）。楊夏鳴編『東京審判』（江蘇人民出版社，2005年，607-608頁。
- 25) 「軍事法廷対戦犯谷寿夫の判決書及附件」（1947年3月10日）国民政府軍令部戦史会档案，中国第二档案馆所蔵五九三／870。胡菊榮編『南京審判』（張憲文主編『南京大屠殺史料集』（24）江蘇人民出版社，2006年，389頁。

出典：『日中歴史共同研究 第一期報告書（翻訳版）』（刊行機関等の奥付データなし），2010年8月，第543頁～第546頁。